

補助金適正化懇談会
平成16年4月19日
政策経営部財政課

第1回補助金の適正化に関する懇談会

- 1 区側代表者あいさつ 政策経営部長
委員自己紹介・事務局紹介
会長・副会長選出（互選）

- 2 会長・副会長挨拶

- 3 審議・意見交換 会 長
 - (1) 配布資料の説明
補助金制度のあり方の検討について
区財政の現状
【参考】平成16年度予算説明資料・ざいせい2003
委員名簿

 - (2) 意見交換・質疑応答

 - (3) 今後の進め方について

- 4 閉 会
次回開催日程

補助金制度のあり方の検討について

1 検討の趣旨

補助金については、「公益上必要がある場合においては、補助をすることができる。(自治法 232 条の 2)」とされており、本区においても政策的補助金や公共的団体等の設立、維持又は事業活動の実施等を目的とした運営補助金など、多岐にわたり実施しているところである。

一方、三位一体の改革を通して、分権時代にふさわしい杉並区の自治の姿を実現していくためには、財政運営の健全化や税財政制度改革による財政基盤の確立とともに、区民と区とが「協働」して地域社会を創造していく仕組みが必要である。

そこで、区では、区財政の現状を踏まえ、「協働」の時代にふさわしい補助金制度のあり方を検討するものである。

2 懇談会の目的

補助金制度のあり方について、区長へ提言することを目的とする。

3 スケジュール

- (1) 懇談会の意見を「提言」として取りまとめ、平成 16 年 7 月を目途に区長あてに報告する。
- (2) 区は、提言を踏まえ、具体的な補助金交付方針及び基準を策定し、パブリックコメント(区民意見の聴取)を経て、平成 17 年度の予算編成に反映させるものとする。

補助金の適正化に関する懇談会委員名簿

（敬称略）

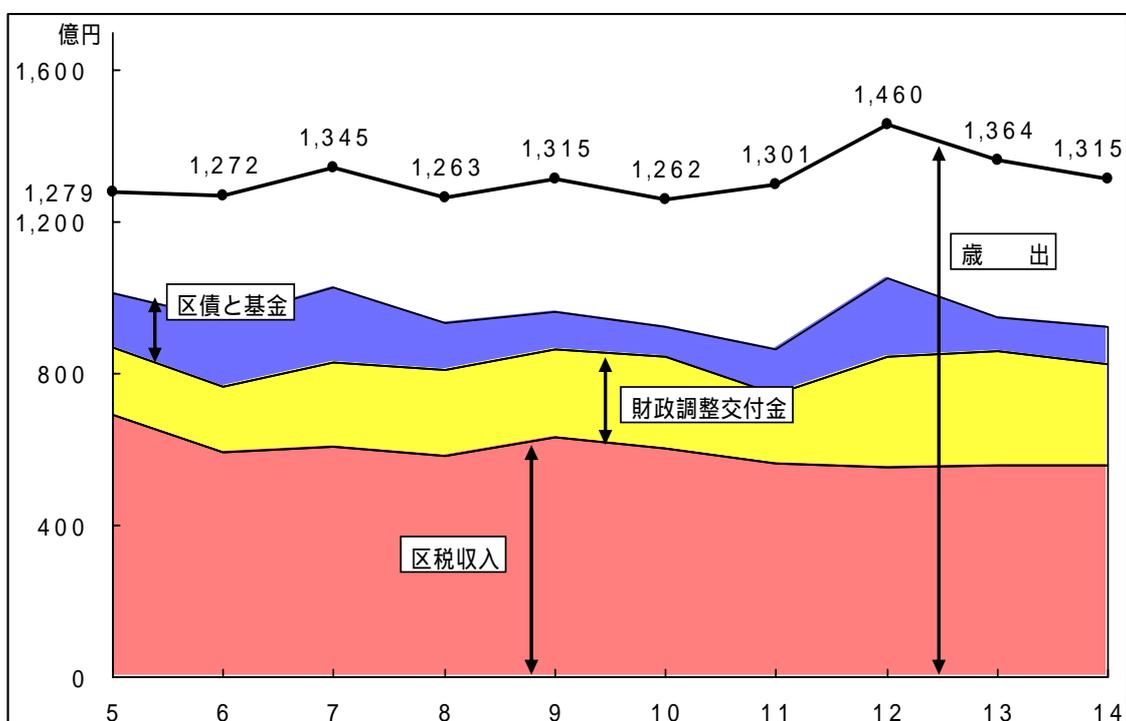
区 分	氏 名	役 職
委 員	ほりば いさお 堀 場 勇 夫	青山学院大学経済学部長（教授）
委 員	はらだ ひろお 原 田 博 夫	専修大学経済学部教授
委 員	ぬまお なみこ 沼 尾 波 子	日本大学経済学部助教授
委 員	はらだ ひろし 原 田 弘	杉並区町会連合会会計理事
委 員	とくだ たつすけ 徳 田 達 介	杉並区商店会連合会会長
委 員	ながつ れいこ 長 津 玲 子	社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会理事
委 員	おおしま かずみ 大 島 和 美	杉並区立中学校PTA協議会会長
委 員	ないとう ひろたか 内 藤 博 孝	高井戸地域区民センター 運営協議会会長

区財政の現状（概要）

1 財政規模の推移

歳出の決算額で見る財政規模は、都区制度の改革に伴う清掃事業の移管や旧興銀グラウンドの用地取得により平成 12 年度に一時的に拡大しましたが、平成 13 年度から減少に転じています。

歳出額の推移と収入の構成



普通会計決算による。

歳出総額は、平成 12 年度は区税収入が減少する中でも都区財政調整交付金の区への配分率が 44% から 52% に増加したことや旧興銀グラウンド等（仮称 杉並南中央公園用地）の取得などにより、財政規模は一時的に拡大しました。

平成 14 年度は、「スマートすぎなみ」計画の推進による人件費の減などにより財政規模は平成 13 年度からさらに縮小しました。

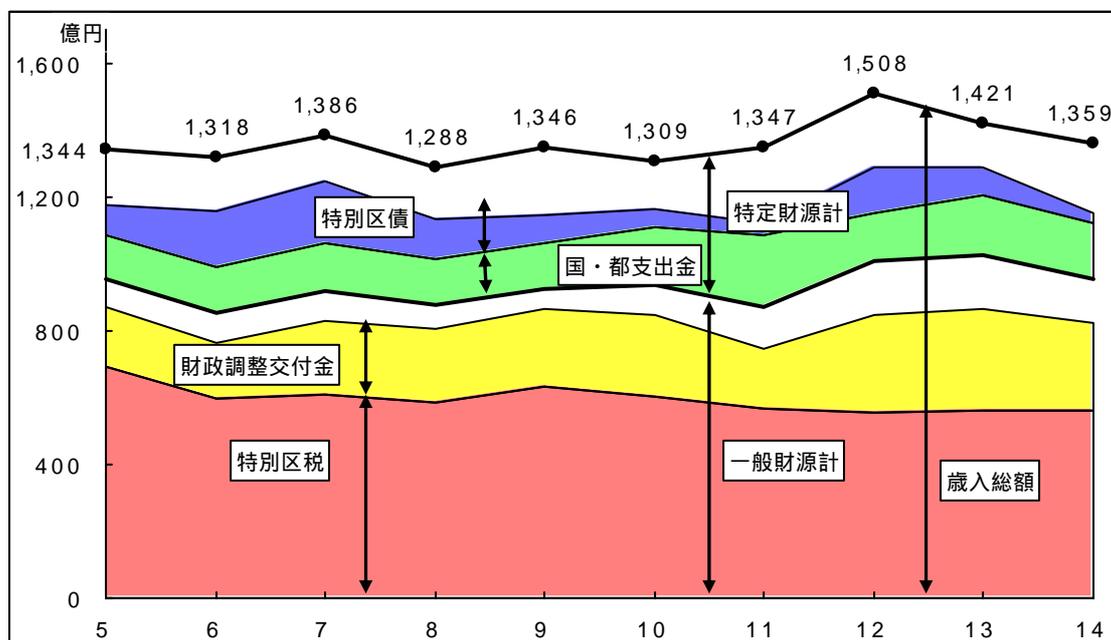
財源の根幹となる区税収入は、平成 14 年度は平成 13 年度とほぼ同程度で推移し、歳出総額との差は大きい状況が続いています。

2 歳入の状況

歳入の根幹となる区税収入の低迷が続く中、増大する行政需要に対し基金の取崩しや区債の発行により歳入不足を補ってきました。

また、税財政制度に関する三位一体の改革については、国庫補助負担金の縮減や税源移譲の道筋が未だ明らかとなっていないなど、先行き不透明感は否めません。こうした中で、区税収入についても、個人所得の落ち込みなどを反映し、今後とも区財政は厳しい状況が続くものと予想されます。

歳入の内訳



普通会計決算による。

財政調整交付金は、原資となる固定資産税や区市町村民税法人分が減となったことが影響し、平成14年度は平成13年度に比べ約36億円減少しました。

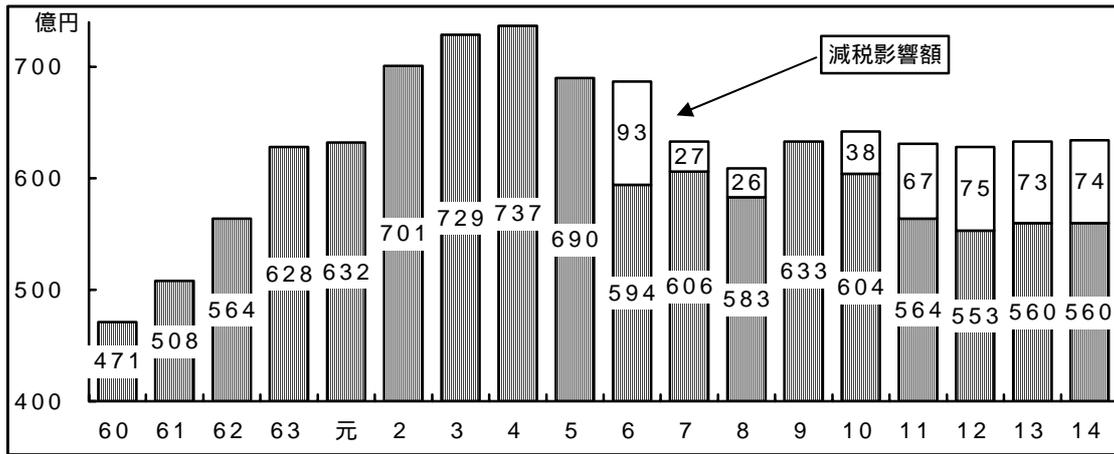
特定財源では、国・都支出金は昨年度とほぼ同額でした。また、特別区債は発行額を抑制し、28億円としました。これは、平成13年度と比べ、55億円の減となります。

減税補てん債については、安易に発行し続けることは将来に問題を残すことから、発行限度額から発行額を圧縮して発行し、減税補てん債に頼らないで済む財政運営に努めています。

3 区税の収入状況

区税は、区の自主財源であり歳入の根幹をなしています。
 平成 9 年度以降は、景気の低迷と政策減税の影響により、区税収入は大幅に落ち込み、減少傾向が続いています。

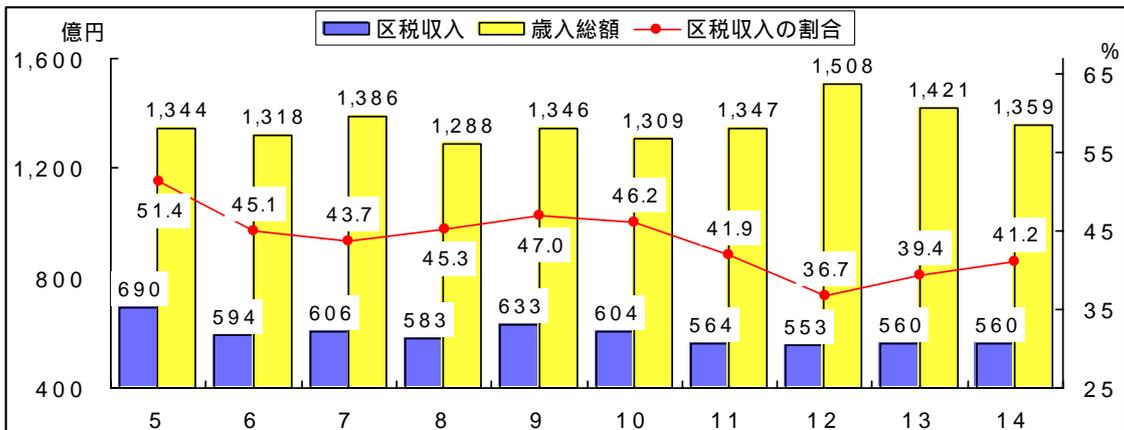
区税収入の推移



減税影響額は、政策減税による区税の減収分（調定額）です。

区税収入は、昭和 60 年度から平成 4 年度まで順調な区民所得の伸びを反映して、471 億円から 737 億円まで増加を続けました。しかし、平成 5 年度以降は、バブル経済崩壊から始まる長期にわたる景気の低迷と景気対策としての減税の影響を受けて減少し、平成 14 年度は 560 億円と昭和 62 年度の水準にまで落ち込んでいます。

歳入総額に占める区税収入の割合の推移



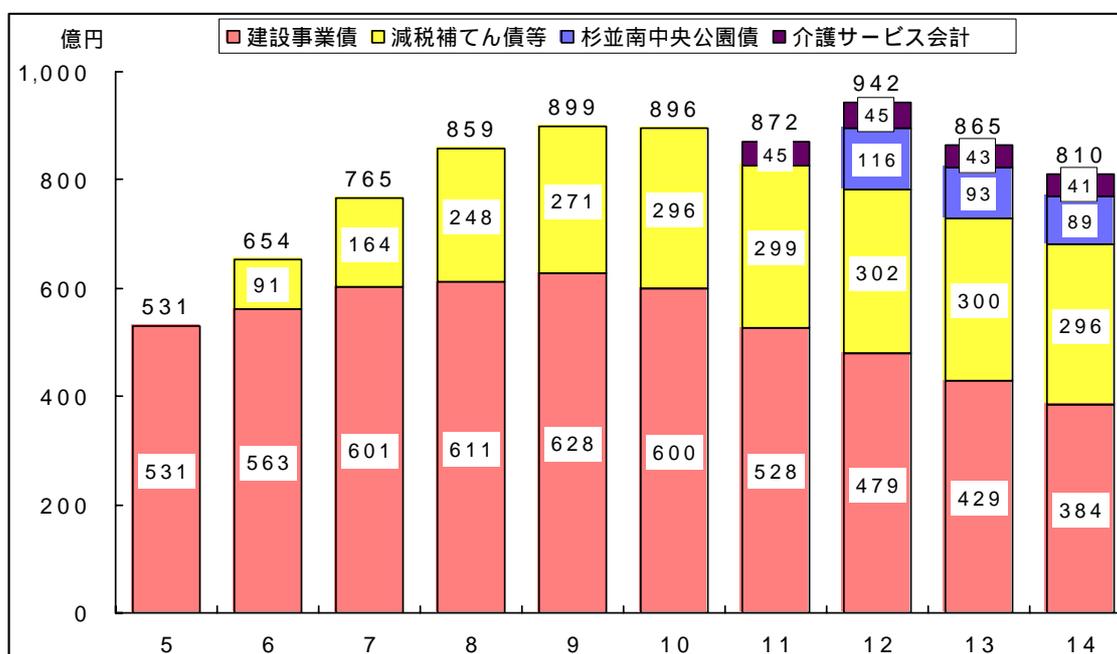
普通会計決算による。

4 区債残高の状況

学校建設など後年度にわたって住民負担の均衡を図ることが望ましい事業について、地方債（特別区債）を発行し、その財源としています。

近年、減税による区税収入の減少を補てんするために発行した減税補てん債の償還が加わったこともあって、特別区債の償還経費は高水準となり、区財政を圧迫しています。

特別区債残高の推移



普通会計及び公営企業会計（介護サービス事業会計）決算による。

減税補てん債等の残高は年々増加していましたが、発行額の圧縮等により平成12年度末をピークに減っています。

今後は、新たに設置した「減債基金」を活用して、減税補てん債の区債残高の削減に取り組めます。

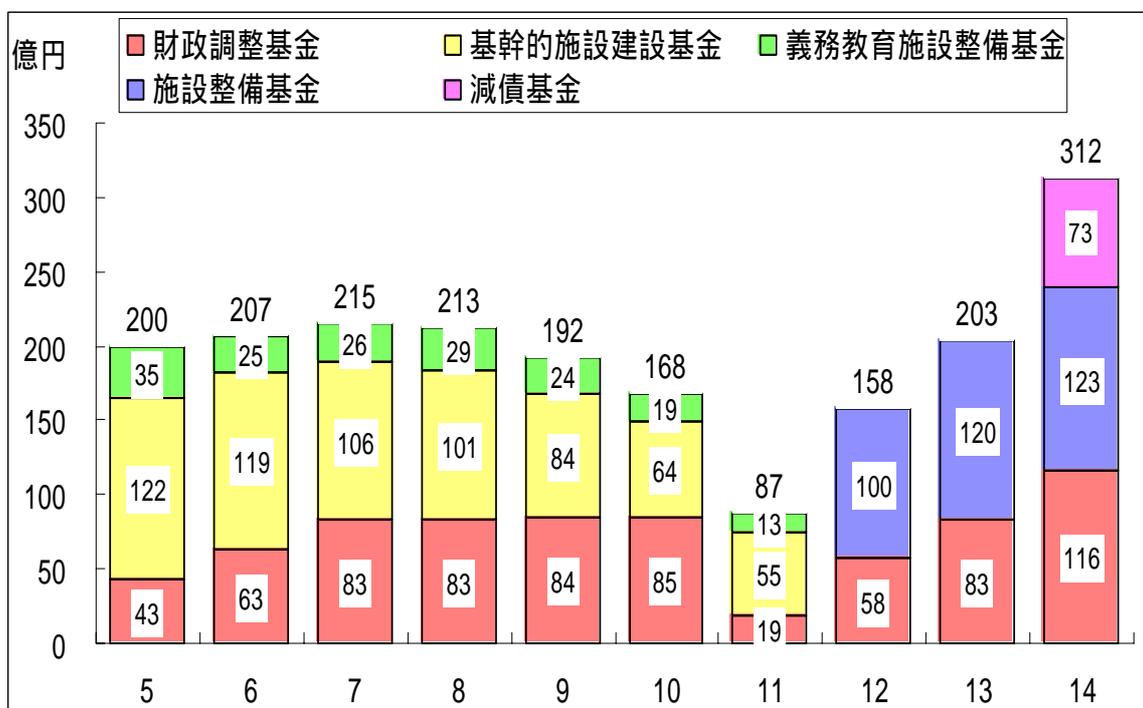
建設事業債には、平成14年度に発行したミニ市場公募債「育て！杉苗債」2億円を含みます。今後、市場から直接、資金調達することも検討していくこととしています。

5 基金残高の状況

財源が不足する年度の財源調整や施設建設の財源に充てるために、基金を設けて歳計剰余金等を積立えています。

基金残高は平成 11 年度末に大幅に減少しましたが、行財政改革への取組みにより平成 14 年度末には 312 億円まで増加しました。

主な基金残高の推移



普通会計決算による。

平成 12 年度に「基幹的施設整備基金」と「義務教育施設整備基金」を統合し、「施設整備基金」を創設・平成 14 年度に「減債基金」を創設

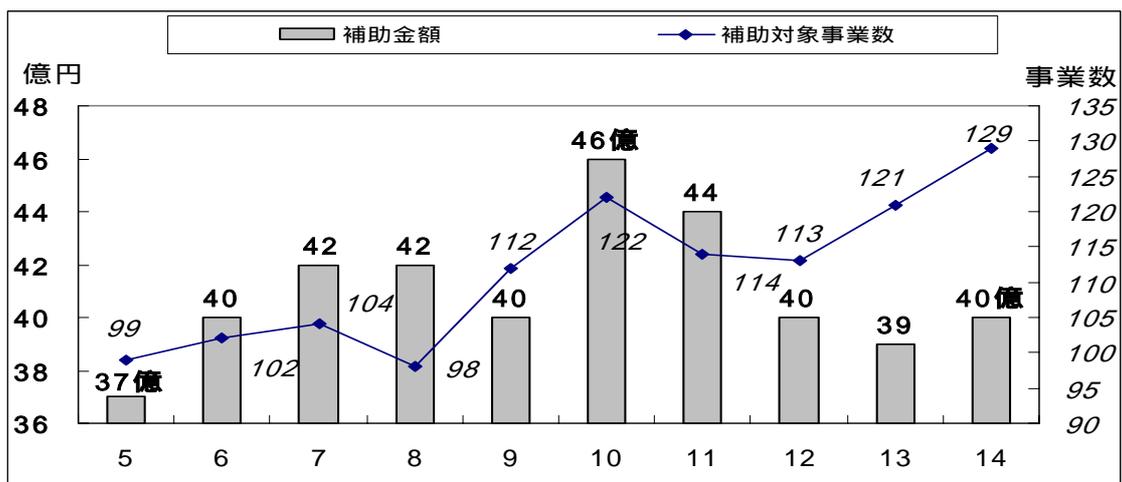
使用目的が特定されない一般財源である「財政調整基金」の残高は、平成 11 年度に激減しましたが、その後の取組みによって、平成 14 年度は 110 億円台に回復しました。これは今後、財源不足が生じた場合に対応する財源となります。

「減債基金」は、今後に予定されている減税補てん債の満期一括償還に多額の資金が必要となることなどから、一時的な歳出の増に対応するために平成 14 年度に創設しました。

6 補助金の支出状況

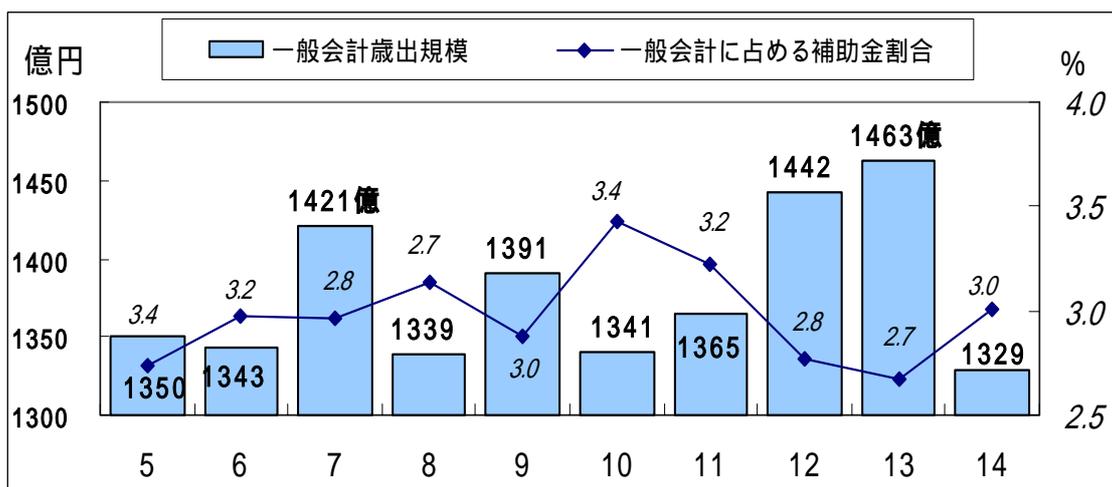
補助金は、区民や地域団体の活動支援、福祉施設の建設助成などの目的で支出されています。これまで概ね 40 億円程度で推移しています。

補助金額と補助対象事業数の推移



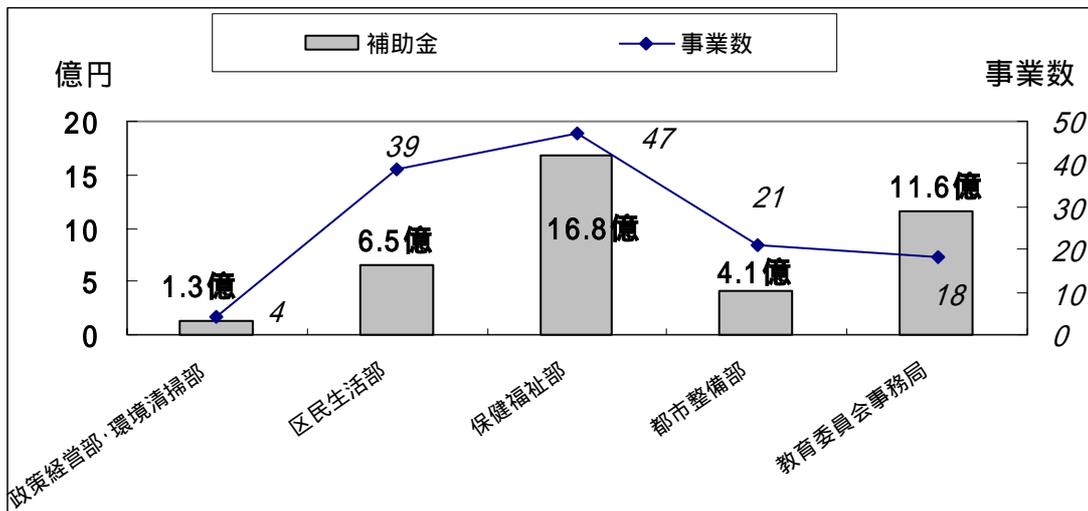
億円未満は切捨て。

一般会計（歳出）に占める補助金総額の割合



一般会計の歳出に占める補助金の割合は、平成 10 年度の 3.4% を最高に、概ね 3% 前後で推移しています。

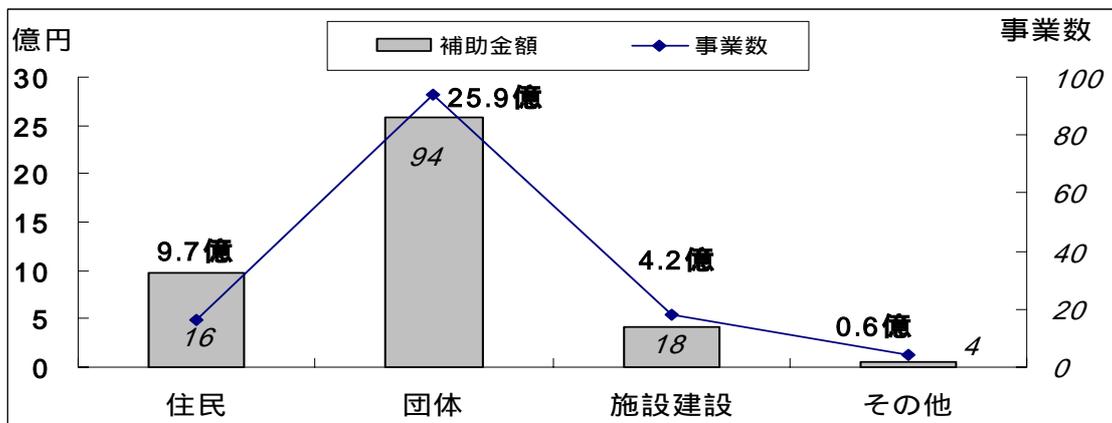
平成 14 年度決算における補助金の所管別内訳



主な補助事業

- 保健福祉部・・・特養ホーム等に対する建設・運営助成（3億円）、心身障害者通所訓練等運営費助成（2.6億円）など
- 教育委員会・・・私立幼稚園等園児保護者負担軽減（5億円）、杉並区スポーツ振興財団運営助成（4億円）など
- 区民生活部・・・魅力ある商店街づくり事業助成（0.9億円）、貸与宿泊施設区民宿泊費助成（0.9億円）など

平成 14 年度補助金の交付対象別内訳



団体助成の内訳は、運営助成が 9.8 億円（8 事業）、活動助成が 16.1 億円（86 事業）となっています。

7 平成16年度予算の状況

(1) 予算総額

(単位 千円)

	16年度当初予算	15年度当初予算	増減額
一般会計	139,760,000	128,258,000	11,502,000 (9.0%)

(注) 財政計画 140,597 百万円から財源保留額 (837,000 千円) を除く。

一般会計が増となった主な要因は、減税補てん債の借換えなどにより公債費が増加したことによるものです。

借換えに伴う一時的な経費 (140 億円) を除く実質的な予算規模は、1,257 億円となり、前年比 1.9% の減となっています。

(2) 財政計画 (歳入) の概要

(単位 百万円)

歳入区分	16年度当初計画	15年度当初計画	増減率	
一般財源	111,747	98,997	12.9%	
主な内訳	特別区税	53,913	54,258	0.6%
	利子割交付金	870	1,000	13.0%
	地方消費税交付金	5,520	5,000	10.4%
	地方特例交付金	5,071	5,163	1.8%
	減税補てん債	1,100	1,200	8.3%
	特別区財政交付金	25,200	25,500	1.2%
	繰越金等	9,141	5,030	81.8%
特定財源	28,850	31,344	8.0%	
特別区債	875	1,202	27.2%	
合計	140,597	130,341	7.9%	

特別区税 539 億 1325 万円 (344,854 千円減)

特別区税は 539 億 1325 万円で、平成 15 年度当初計画額と比べ 3 億 4485 万 4 千円、0.6% の減、そのうち特別区民税は平成 15 年度決算見込額と比較し、1.9% の減を見込みました。

繰越金等 91 億 4147 万円 (4,111,821 千円増)

減税補てん債を一括償還するため、減債基金を 55 億 7920 万円取崩すとともに、繰越金 25 億円を見込み、さらに特別区税の引き続く減収に対応するために「財政調整基金」から 10 億円の取崩しを行います。

杉並区補助金の適正化に関する懇 談会設置要綱

〔平成16年4月7日〕
16杉並1273号

(設置)

第1条 杉並区から支出する補助金について、客観的な意見や助言を得て、その適正化を図るため、杉並区補助金の適正化に関する懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区から支出する補助金の見直し・提言に関すること。
- (2) その他区長が特に必要と認める事項

(構成)

第3条 懇談会は、8名の委員をもって構成する。

2 委員は、学識経験者及び地域団体の代表のうちから区長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から提言を行った日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選とする。

2 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、懇談会を代表し、会議を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が召集する。

2 区長は、必要があると認めるときは、会長に懇談会の開催を求めることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者及び関係職員を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第7条 懇談会の会議は、公開とする。ただし、懇談会の決定により、非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 懇談会の事務局は、政策経営部企画課・財政課とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月7日から施行する。